



問 環境政策課 ☎内線1561

1家(上柏田)シフォン



【種類】マルチーズ(メス10カ月)

我が家の二代目わんこです。とてもヤンチャな女の子です。

〈テーマ〉10月は「飼い主マナー向上推進月間」

市には公園などで引き綱を放し、飼い犬を遊ばせているなどの苦情が寄せられています。また、県内では犬の放し飼いなどにより人への危害を及ぼす事案が依然として発生していることに加え、毎日のように迷子の犬が保護されています。

そのような状況を踏まえ、県は平成31年4月に「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部を改正し、犬の放し飼い等の違反に対し罰則を引き上げました。③ けい留義務違反には30万円以下の罰金が科されることがあります。犬の放し飼いはやめましょう。※けい留：飼い犬を柵、檻その他の囲いの中で飼養し、または鎖等でつないでおくこと(特定犬は檻の中で飼養すること)。

今年度の狂犬病予防注射の接種期限は **12月末** までです

令和3年度4月の集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により接種が義務付けられています。必ず動物病院で狂犬病予防注射を12月末(今年度限りの特例による延長)までに受けてください。

飼い犬の健康状態等により接種ができない場合は、動物病院が発行する猶予証明書を環境政策課にご提出ください。

ペットの
写真
募集中!

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30~40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。

【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係 [E] kankyout@city.ushiku.ibaraki.jp



消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】月～金曜日

(午前9時～正午/午後1時～4時)

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

慌てないで！トイレ修理で
思わぬ高額請求

【事例】

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話して来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理してもらったが、結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う(70代男性)。



【アドバイス】

慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、電話での修理依頼時に出張や見積もりにかかる料金を確認しましょう。

現場の状況次第では、さらに修理が必要な場合があります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。

水漏れの場合は応急処置として止水栓の位置と締め方を確認しておくとういでしょう。

茨城県南水道企業団では水道の漏水修理担当の業者を指定していますのでホームページを参照ください。

〈問い合わせ〉
茨城県南水道企業団
施設課維持係
☎0297-66-7544